

授業公欠届（気象警報等・交通機関の運休）

学部長（研究科長） 殿 平成 年 月 日

所 属 _____

学生番号 _____

氏 名 _____

このたび、下記の事由により通学できなかつたため、出席できなかつた授業科目を届け出ます。

記

1. 事由（該当事由にレを入れ、日時を記入のこと）

- 気象警報等名称 _____ 発表日時 _____ 月 日 時
 解除日時 _____ 月 日 時
- その他 _____ 発生日時 _____ 月 日 時
 復旧日時 _____ 月 日 時

2. 出席できなかつた授業科目

月日（曜日）・時限	講義番号	授業科目名	担当教員名

3. 学生現住所

4. 通常の通学手段（交通機関の運行休止を明らかにする書類を添付）

【手続き方法】

- 1 休講措置の対象とならない気象警報等の発表等又は交通機関の運行休止により通学が困難な場合は、通学が可能になった後、所属学部等の教務担当へ行き、「授業公欠届（気象警報等・交通機関の運休）」に必要事項を記入の上、交通機関の運行休止を明らかにする書類とともに提出してください。（なお、根拠書類が提出できない場合は、状況を説明した理由書を添付すること。）
- 2 提出後、公欠扱いとなった授業の措置について、授業担当教員の指示を確認してください。
- 3 定期・期末試験が受験できなかつた場合は、併せて「追試験願、受験延期願」等により、所定の手続きを行ってください。
- 4 本届及び添付書類に記載された個人情報については、公欠の手続業務及び学内関係者への報告にのみ利用します。

学生の通学が困難となる事由が発生した場合における
授業等の取扱いについて

平成21年9月16日
学 長 裁 定
改正 平成30年11月 7日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

- (定義)
- 第1 この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
 - 二 公欠 一定の条件を満たすことにより、授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
 - 三 準公欠 一定の条件を満たすことにより、前号に準ずる取扱いとする授業の欠席をいう。
 - 四 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。
- (特別警報及び気象警報が発表された場合等の取扱い)
- 第2 次の各号に掲げる場合の対応について、当該各号に定めるとおりとし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。
- 一 本学の所在地に特別警報又は気象警報が発表された場合 授業等を休講とする。
 - 二 前号の警報は発表されていないが、気象状況又は交通機関の運行休止等により、学生の通学が困難となる可能性が高い場合 教育担当理事が兼ねる副学長の判断により、授業等を休講とすることがある。
- (通学に利用する交通機関が運行休止になった場合等の取扱い)
- 第3 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、その他の警報等により、通学に利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合は公欠とし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。
- (学生の親族が死亡した場合の取扱い)
- 第4 学生の親族が死亡した場合で、学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は公欠とし、その取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。
- (学生が感染症に罹患した場合等の取扱い)
- 第5 学生が、感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合は出席停止及び公欠等とし、その取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。
- (第6～第8 省略)
- (一授業科目当たりの準公欠の制限)
- 第9 一の授業科目について、準公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1を超えることができないものとする。
- (雑則)
- 第10 第2から第9までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度、学長が定める。
- (附 則 省 略)

別紙1（第2，3関係）

気象警報・交通機関の運休 【休講、公欠等】

- I 本学の所在地（以下「キャンパス」という。）に特別警報及び気象警報（暴風警報、暴風雪警報及び大雪警報に限る。ただし、三朝キャンパスにあつては、大雪警報を除く。以下特別警報とまとめて「気象警報等」という。以下同じ。）が発表された場合
- 1 本学のキャンパスを含む地域に、気象警報等が発表された場合の授業は、次のとおり取り扱う。
 - 一 昼間に開講する授業
 - イ 気象警報等が、午前6時から午前8時40分（授業開始時刻）までに出ている場合は、全ての授業を休講とする。なお、気象警報等が、午前8時40分までに解除されても、全ての授業は休講とする。
 - ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は、次の時限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。
 - 二 夜間に開講する授業
 - イ 気象警報等が、午後3時から午後6時（授業開始時刻）までに出ている場合は、全ての授業を休講とする。なお、気象警報等が、午後6時までに解除されても、全ての授業は休講とする。
 - ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は、次の時限以降の全ての授業を休講とする。特別警報が発表された場合は直ちに全ての授業を休講とする。
 - 2 対象となる気象警報等が発表されている地域
 - 一 岡山市内にある本学の「津島キャンパス」、「鹿田キャンパス」その他キャンパス及び玉野市並びに瀬戸市内にある本学のキャンパスで行われる授業については、岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」
 - 二 本学の「倉敷キャンパス」で行われる授業については、岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」
 - 三 本学の「三朝キャンパス」で行われる授業については、鳥取地方気象台から発表の三朝町を含む地域
 - 四 上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については、当該キャンパスの所在地の管轄気象台から発表のその所在地を含む地域
- 注) 地域区分の内訳は、以下のとおり。

岡山県全域	=	岡山県南部地域及び岡山県北部地域
岡山県南部地域	=	岡山地域、東備地域、倉敷地域、井笠地域及び高梁地域
岡山県北部地域	=	新見地域、真庭地域、津山地域及び勝美地域
岡山地域	=	岡山市、瀬戸内市、玉野市及び吉備中央町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）
倉敷地域	=	倉敷市、総社市及び早島町（いずれかの市町村に気象警報等が発表された場合を含む。）
- 3 休講の周知方法等
 - 一 気象警報等が発表された場合は、速やかに休講の周知を行うものとし、この場合の休講の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。なお、授業開始後に気象警報等が出された場合は、学内掲示等により周知するとともに、授業中のものにあつては、授業担当教員を通じて周知するものとする。ただし、国立大学法人岡山大学職員就業規則第2条第1項第1号に規定する一般職員（以下「一般職員」という。）の勤務時間外に気象警報等が発表された場合は、翌勤務日の勤務時間内において、速やかに休講の周知を行うものとする。
 - 二 前号にかかわらず、気象警報等の発表が、一般職員の勤務時間外において予想される場合は、Gmail、学内掲示及び本学ホームページにより、前2項に規定する休講の取扱いについて、あらかじめ周知するものとする。
 - 三 気象警報等の発表後は、学生を学内の安全な場所で待機させることができるものとする。
 - 4 課外活動の取扱い
 - 一 休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。
- II 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、気象状況又は交通機関の運行休止等により、学生の通学が困難となる可能性が高い場合は、教育担当理事が兼ねる副学長の判断により、授業等を休講とすることがある。その場合の休講の周知は、Gmail、学内掲示、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。
- III 休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが、その他の警報等により、通学に利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合
- 1 休講措置の対象とならない気象警報等（注1）や交通機関の運行休止その他これに準じる理由（注2）により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。
- 注1 休講措置の対象とならない気象警報とは…
上記1の対象となる気象警報等以外の気象警報又は本学のキャンパス地域には気象警報等が出ていないが、学生が居住している地域に気象警報等が出て通学が困難な場合をいう。

注2 交通機関の運行休止その他これに準じる理由とは…
気象現象、事故等により、交通機関が運行休止し通学が困難な場合（交通機関の運休が見込まれ、通学することにより帰宅が困難になる可能性がある場合、道路等が遮断され、自宅から大学又は駅等に行くことが困難な場合を含む。）をいう。
- 2 公欠の届出
 - 一 公欠の届出は、後日、別紙様式1「授業公欠届（気象警報等・交通機関の運休）」により、学生が所属する学部・コース、研究科、特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別別科の教務担当（以下「学部等の教務担当」という。）へ、交通機関の運行休止を明らかにする書類とともに提出するものとする。（なお、根拠書類が提出できない場合は、状況を説明した理由書を添付すること。）
 - 二 学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。
- IV 休講及び公欠の授業の取扱い
- 一 休講として取り扱う授業については、後日、原則として補講を行うものとする。
 - 二 公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。